

第1章 基本的事項

1.1 計画の背景・目的

近年、地球温暖化*による気候変動の影響は顕著に現れており、世界的な平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。東京都心では、最高気温が35℃以上となる猛暑日の年間日数が過去最多となっているほか、強力な台風による土砂崩れや浸水等が市民生活に大きな影響をもたらしており、稲城市においても例外ではありません。

令和元年台風第19号による記録的な豪雨は、多摩川が氾濫警戒水位を超過し、土砂崩れなどの被害が発生し、市内でも3,000人以上が避難所に避難しました。これまでに経験したことのない豪雨や、熱中症のリスク増加、農産物の品質低下など、多くの人々が、気候変動によると思われる影響が既に現れていると認識しています。

地球温暖化による現状を受けて、国際的には、平成27(2015)年に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(以下「COP21」という)がパリで開催され、地球温暖化対策の国際的な枠組みとして、パリ協定が採択され、「世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること(2℃目標)、今世紀後半に温室効果ガス*の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」等が世界共通の長期目標として掲げられました。

平成30(2018)年に公表された気候変動に関する政府間パネル(以下「IPCC*」という)の「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前の気温から1.5℃の水準に抑えるためには、2050年頃に二酸化炭素排出量を正味ゼロとすることが必要であると示され、世界各国で2050年までにカーボンニュートラル*を目標とする動きが広まりました。

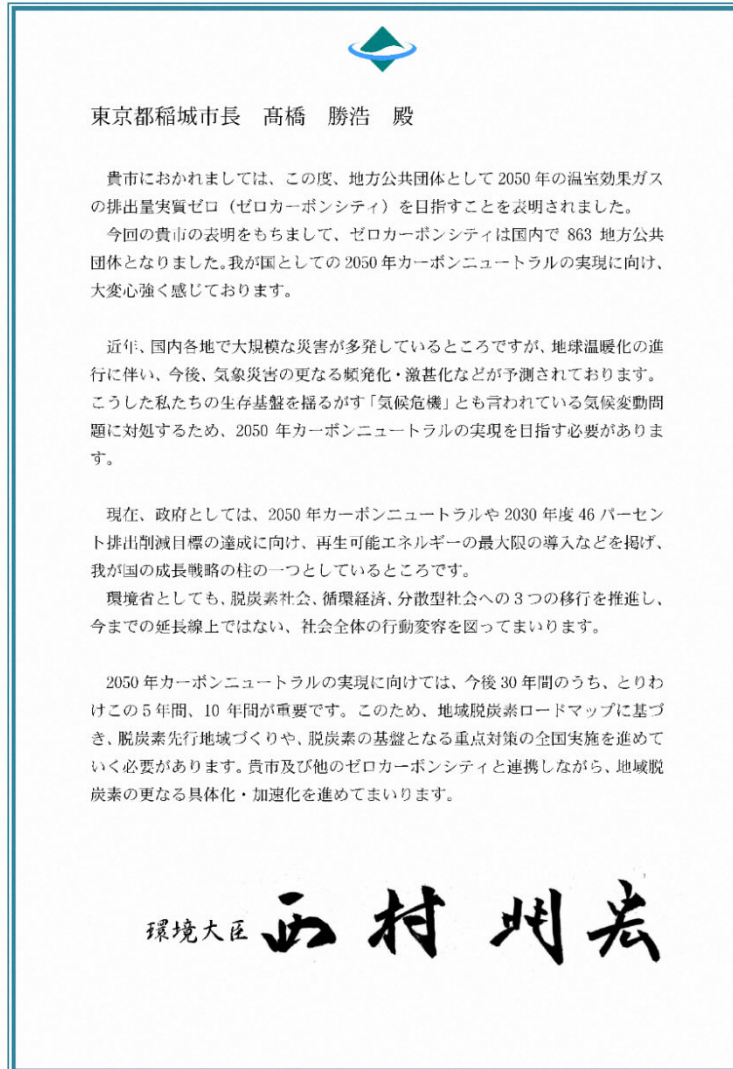
パリ協定の目標の実現に向けて世界が取組を進めるなか、日本も、令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和3(2021)年、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という)改正において、2050年カーボンニュートラルを基本理念に位置付けるとともに、脱炭素社会*に向けた取り組みを進めているところです。

稲城市においても、地球温暖化の問題を私たち一人ひとりの問題と捉え、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があることから、令和5(2023)年2月、「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行いました。

今後、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すため、本市を取り巻く地球温暖化に関する動向の変化に対応していくとともに、国の方針や、「稲城市カーボンニュートラル宣言」を踏まえた新たな温室効果ガス削減や再生可能エネルギー*導入への取り組みを定めて、市とともに市民、事業者が一体となって積極的に脱炭素施策を推し進めるために、稲城市カーボンニュートラル推進計画を策定します。

■稲城市カーボンニュートラル宣言

令和5（2023）年2月の市議会において、「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行い、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。この表明に対して、環境大臣からメッセージをいただきました。



<宣言の概要（令和5年第1回稲城市議会定例会にて）>

近年、気候変動が要因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、温室効果ガスの排出量増加に伴う地球温暖化が原因の一つと考えられていることから、温室効果ガスの排出量を抑える行動が世界的に広がっています。我が国におきましても、令和32（2050）年カーボンニュートラルを目指すことを宣言するとともに、令和12（2030）年度に温室効果ガスの排出量を平成25（2013）年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しております。

これらの目標を達成するためには、地方自治体の積極的な取り組みが期待されており、稲城市といたしましても、今後、公共部門、民生部門で一体となって積極的に脱炭素施策を押し進めることで、令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指すことをここに宣言します。

1.2 計画の位置付け

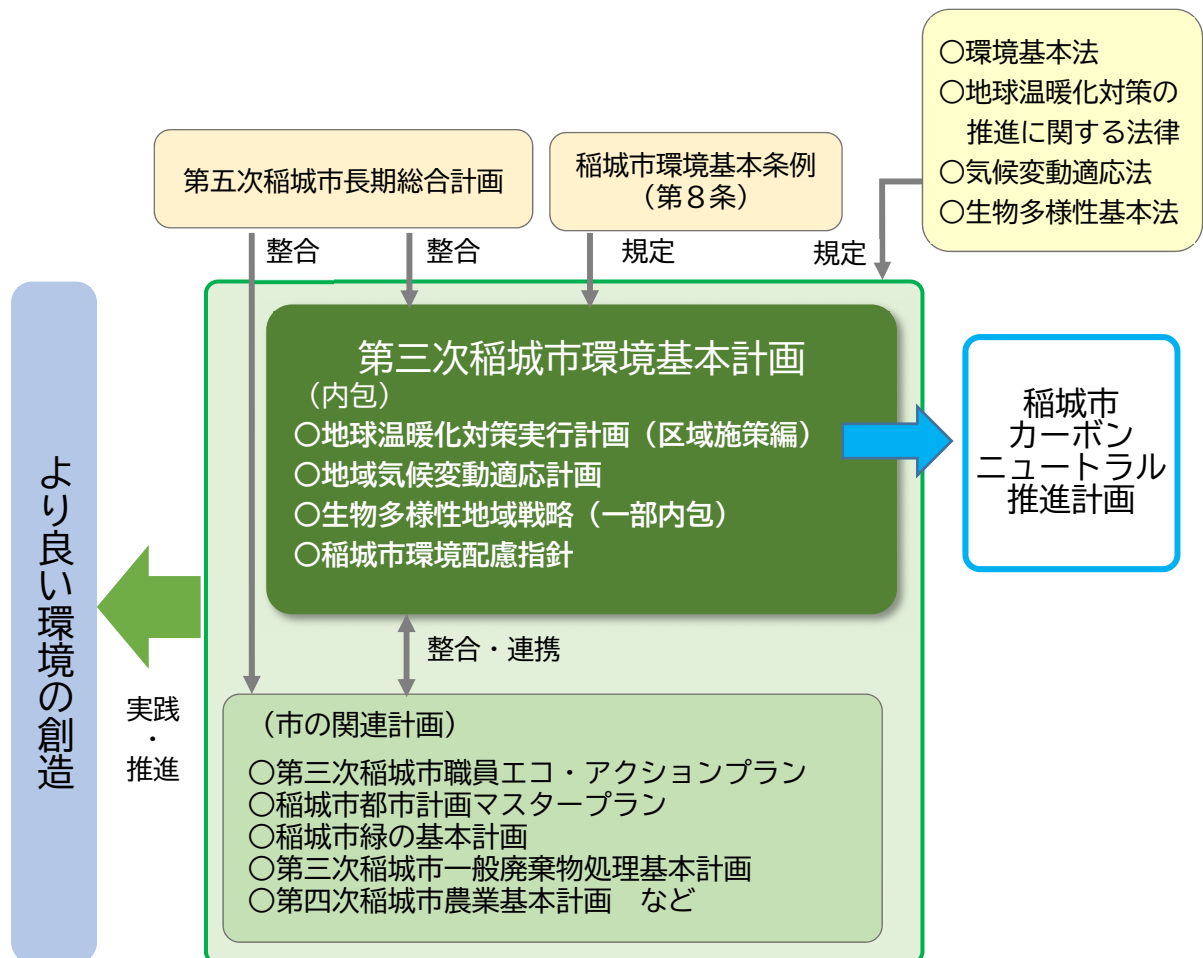
本市では、令和5(2023)年3月に「第三次稲城市環境基本計画」(以下、「環境基本計画」という)を策定し、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」や気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を内包し、地球温暖化対策を進めてきました。

環境基本計画では、国の目標と整合を図り、市域の温室効果ガス排出量削減の目標年度を令和12(2030)年度とし、削減目標を「2013年度比で46%削減」を目指すと設定しています。

また、市自らの地球温暖化対策を定めた「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)(第三次稲城市職員工コ・アクションプラン)」とともに一体的に環境施策を取り組み、包括的な地球温暖化対策の推進を図っていくこととしています。

本計画は、環境基本計画のうち、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」に関する分野について、必要な施策や目標を取りまとめたものです。

■計画の位置付け



1.3 計画の構成

本計画の構成は、以下の通りです。

章立て		内容
1章	基本的事項	計画の背景・目的・位置付け
2章	計画の目標と将来ビジョン	計画の目標、将来ビジョン
3章	地球温暖化の概要	地球温暖化の現状、地球温暖化の将来予測 地球温暖化に関する動向
4章	稲城市の現状と課題	地域の特性（自然・経済・社会）、 温室効果ガス排出量、二酸化炭素排出量 エネルギー消費量、二酸化炭素吸収量 再生可能エネルギー導入ポテンシャル 課題の整理
5章	温室効果ガス排出量の削減目標	温室効果ガス排出量の将来推計 削減見込量の推計（2030年、2050年）
6章	目標の達成に向けた取組	取組の方向性、取組項目、取組内容
7章	計画の推進体制・進行管理	推進体制、進行管理
資料編		温室効果ガス排出量の算定方法、部門別の 温室効果ガス排出量・エネルギー消費量、 取組指標、用語集